

学校経営のポイント

“成人年齢引き下げ”の諮問

若井 彌一

報道によれば、2月13日、鳩山法務大臣は、成人年齢（現行は20歳）の引き下げ（18歳）の是非について、法務大臣の諮問機関である法制審議会に諮問した（平成20年2月14日各紙）。

「成人」「年齢のとなえ方」の根拠

初歩的な質問であるが、小学生には無理かもしれないけれども、中学生・高校生等に対して、「国民が『成年』となることを定めている法律は、民法、刑法、年齢のとなえ方に関する法律、日本国憲法、未成年者飲酒禁止法、のどれか」を問いかけてみていただきたい。全校朝会（集会）の校長講話や各学級でのホームルームの時間等を利用するなど、いずれでも結構である。とかではないかと思っている者が、案外多数を占めるのではないか。

正解は、民法である。民法第4条は「年齢20歳をもって、成年とする」と定めている（条文見出しは（成年））。

正解と誤解しやすい「年齢のとなえ方に関する法律」（昭和24年5月24日法律第96号）は、文字どおり、国民の年齢のとなえ方についての拠りどころとなっている法律である。しかし、成年とする年齢についての定めは設けていない。

ちなみに、この法律は第1項で「この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によって言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律（明治35年法律第50号）の規定により算定した年数（1年に達しないときは、月数）によってこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない」と定め、また、第2項では、国または地方公共団体の機関が年齢を言い表す場合の原則（年数または月数による表現）と、とくにやむを得ない事由により「数え年」によって言い表す場合には、とくにその

旨の明示をすることを定めている。

注目してほしいのは、民法第4条の成年の規定が、第1編・総則 第2章・人 第2節・行為能力（第4条～第21条）の一部を構成していることである。

つづく民法第5条（条文見出しは（未成年者の法律行為））第1項は、「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない」と定めている。

この規定を読むと、第4条の規定の重みが鮮明になる。要するに、特別の制限要件に該当しない限り、独立した法律行為が認められる存在が「成年」である。

“行為能力”の多面的検討が必要

今回の諮問では、昨年成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成19年5月18日法律第51号）で、投票権について「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有する」（第3条）と定めたこととの関連が重視されているようであるが（2月14日『朝日新聞』参照）、成人年齢の引き下げは、前述したように、国民投票権に限らず、国民としての行為能力、さらには権利能力の根幹に関わる大きな検討課題である。

国民投票法の施行は「公布の日から起算して3年を経過した日」からであり（附則第1条）、まだ時間的ゆとりがあるように思われるが、時間をかけて、国民の権利と行為能力について、多面的な検討が行われることを期待したい。

学校教育においても、教育基本法第14条の趣旨をふまえつつ、適宜、取り上げて、生徒たちの関心を高めるよう工夫していきたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学大学院教授・附属図書館長）

●好評発売中！●2月20日緊急出版！高階玲治【編】B5判約230頁・定価2,520円 教育開発研究所

『ポイント解説中教審「学習指導要領の改善」答申』

『やさしい教育法規の読み方』

新訂第4版 全面的に大改訂 好評発売中
菱村幸彦【著】B6判400頁・定価3,150円